

経理処理はこれで安心!

今すぐ確認!

8%

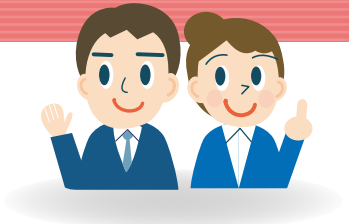
10%



今すぐ確認!

消費税 軽減税率制度 対策

— 経理処理編 —



消費税 軽減税率制度 対策

— 経理処理編 —



● 改めて、経理処理の方法を確認しましょう

2019年10月1日、消費税率が10%に引き上げられるとともに、飲食料品等の税率を8%とする軽減税率制度が導入されました。

わが国では初めてとなります軽減税率制度では、消費税率ごとに分けた帳簿の作成や区分記載請求書・領収書の発行など、新たな対応が必要です。また、消費税率の引上げにより、事業者は消費マインドの冷え込みや価格転嫁を行えなかったことなどによる利益の減少といった影響を避けるためにも、価格転嫁対策に加え、資金繰り等にも注意が必要です。

本小冊子では、複数税率制度における会計処理の流れから記帳方法、税額の計算方法、確定申告や納税の準備に向けた注意点など、主なチェックポイントについてわかりやすく解説しています。

中小企業・小規模事業者の皆様におかれましては本冊子をご活用いただき、自社でどのような対応が必要となるのかを把握いただくことで、今後の経営の一助にいただければ幸いです。

● ご相談は、最寄りの商工会議所へ

全国の商工会議所では、消費税率引上げ・軽減税率制度導入後の顧客対応や経理処理をはじめ、事業者の皆様の経営に関する様々なご相談に対応しています。是非、最寄りの商工会議所にご相談ください。

最寄りの商工会議所はこちらから検索いただけます

<https://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

今すぐ確認！ 消費税軽減税率制度対策 ～ 経理処理編 ～

目次

● 経理処理のチェックポイント	P3
● 会計処理	
会計処理の流れ	P5
● 事務処理	
請求書等の記載事項は何が必要なの？	P7
区分記載請求書の記載例	P9
適格請求書等保存方式(インボイス制度)ってどんなこと？	P11
軽減税率制度導入に伴う記帳方法は？	P13
● 確定申告	
確定申告とその準備に向けて	P19
確定申告書の作成と計算	P21
軽減税率制度導入後の税額計算の特例とは？	P23
簡易課税制度について	P25
● 中間申告	
中間申告は忘れずに	P27
● 納税準備	
税率引上げ時の資金繰りに注意しよう	P29
資金繰りへの対策	P31
● 経過措置	
適用税率と経過措置について ①	P33
適用税率と経過措置について ②	P35
● クラウド会計	
クラウド会計を活用して経理を効率化しよう	P37
● キャッシュレス・消費者還元事業	
事業の概要	P39
手数料補助や還元されたポイントの会計処理はどうするの？	P41

経理処理のチェックポイント

請求書も変える
必要があるの？
▶P.7

確定申告も
変わるの？
▶P.19

税額の計算方法は？
▶P.21

資金繰りの注意点は？
▶P.29

会計処理の流れは？
▶P.5

軽減税率制度での
記帳は？
▶P.13

記帳方法の注意点は？
▶P.17

会計システムを
効率化するには？
▶P.37

計算が複雑だけど
特別な方法はあるの？
▶P.23

中間申告は必要？
▶P.27



キャッシュレスでの
会計処理は？
▶P.39

税務署

会計処理の流れ

複数の税率対応

消費税の標準税率は2019年10月1日より10%となりましたが、軽減税率制度による8%の取引のほか、契約等によっては経過措置により旧税率8%が適用される取引も存在します。また、旧税率の8%と軽減税率の8%とでは地方消費税の内訳が異なるため、それぞれを区分して経理する必要があります。

区分	運用時期	2019年10月1日から	
	2019年9月30日まで (旧税率)	軽減税率	標準税率
消費税(国税)率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税	1.7% (国税額の17/63)	1.76% (国税額の22/78)	2.2% (国税額の22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%



10月以降の経理処理は本当に複雑ね



端境期の対応

2019年10月1日前後の取引については、特に注意や対策が必要になります。請求期間が10月1日をまたいだ場合はそれぞれの税率を記載した請求書を作成する必要があります。9月30日以前に出荷して10月1日以降の納品となるようなケースでは、売り手の計上基準によって税率が異なる場合があります。また、9月30日以前に向こう1年分のメンテナンス代金を受け取るようなケースでは、取引の慣行や売り手の経理処理などにより、税率が異なる場合があります。取引先と確認するようにしましょう (P34参照)。

同一請求書内で、9月30日までの取引と10月1日からの取引を区分して発行する場合の記載例

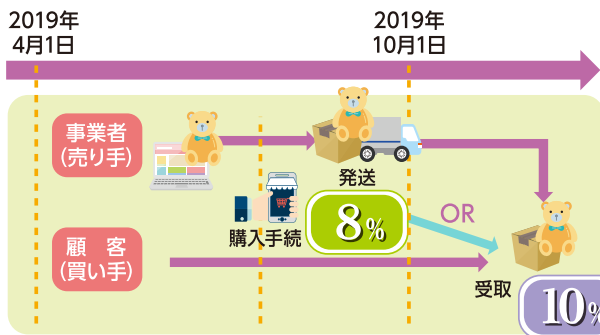
請求書 2019年10月20日

(株)〇〇御中 10月分 141,600円(税込)
(9/16~10/15)

日付	品名	金額
9/16	豚肉	4,320円
9/17	割り箸	3,240円
9/17	しょうゆ	2,160円
...
9月分	小計	32,400円
10/1	小麦粉 ※	5,400円
10/1	キッチンペーパー	2,200円
10/1	牛肉 ※	10,800円
...
10月分	10%対象	66,000円
10月分	8%対象	43,200円
合計		141,600円

※は軽減税率対象商品 △△商事(株)

2019年9月30日以前に商品を発送し、引渡が2019年10月1日以後となる場合



商品の発送日、商品の受取日のどちらも「引渡しのあった日」と認められるため、事業者の売上計上基準によって適用税率を判断する。

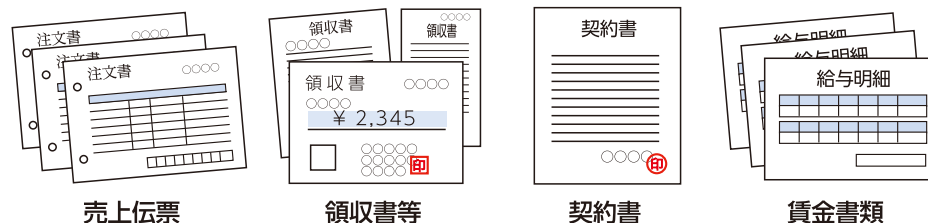
※顧客の購入手続日は、原則、引渡日としては認められない。
※買い手(顧客)は売り手の消費税率に従って仕入税額控除を行う。

会計処理入力フロー

①取引をしたら請求書や領収書・レシート等は必ず取得して確認をする



②入力に必要な書類を分けする(税率や表記などを再確認)

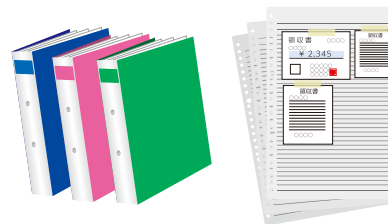


③帳簿へ記載する



こまめに記載することにより
経営状況をタイムリーに把握できます

④書類のファイリング



確定申告に備えて必要な内容を
いつでも確認できるように、
書類を整理しておきましょう

請求書等の記載事項は何が必要なの？

軽減税率制度導入に伴う請求書等の記載事項の追加

軽減税率制度の導入に伴い、2019年10月1日から「区分記載請求書等保存方式」が実施され、請求書等の記載事項が追加されました。また、2023年10月1からは「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が実施される予定です。

1 区分記載請求書

2019年10月1日～2023年9月30日



請求書の書式を変更しなければいけないな

※標準税率対象品目のみを販売している場合は、以前と同様の書式で対応することも可能です。

請求書 発行日：2019年10月25日

〇×食堂様 〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL:03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	税込価格
10/14	食料品	※	3,240
	雑貨		2,200
10/15	食料品	※	5,940
	雑貨		3,960
10%税率対象合計			6,160
8%税率対象合計			9,180
合計			15,340

注) ※は軽減税率（8%）対象商品

①軽減税率の対象品目である旨

②税率ごとに合計した対価の額

2 適格請求書

2023年10月1日～

登録番号の申請や適格請求書の準備が必要だな



請求書 発行日：2023年10月25日

〇×食堂様 〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL:03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	本体価格
10/14	食料品	※	3,000
	雑貨		2,000
10/15	食料品	※	5,500
	雑貨		3,600
合計			14,100
			消費税 1,240
10%税率対象合計			5,600
			消費税 560
8%税率対象合計			8,500
			消費税 680
合計			15,340

注) ※は軽減税率（8%）対象商品

④税率ごとの消費税額

⑤消費税率

③登録番号

2つの請求書等の記載事項の違い

「区分記載請求書等保存方式」では、従来の記載項目に加え、①軽減税率の対象品目である旨、②税率ごとに合計した対価の額、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」では、さらに③登録番号、④税率ごとの消費税額、⑤消費税率を記載する必要があります。

請求書等	記載項目
1 区分記載請求書等	請求書発行者の氏名または名称
	取引年月日
	取引内容
	対価の額
	書類の交付を受ける者の氏名または名称
2 適格請求書等	①軽減税率の対象品目である旨
	②税率ごとに合計した対価の額
	③登録番号
	④税率ごとの消費税額
	⑤消費税率

軽減税率対象商品を扱っていない事業者の場合

区分記載請求書では、上記表のとおり記載項目①と②が追加されましたが、軽減税率対象品目の取扱いが無い事業者の場合、①「軽減税率の対象品目である旨」の記載は不要になり、②「税率ごとに合計した対価の額」を別途記載する必要もないため、従来の請求書で対応することも可能です。

区分記載請求書の記載例

区分記載請求書の記載例

区分記載請求書では、「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額(税込)」を記載する必要があります。具体的な記載例として、以下のようなパターンがあります。

記号・番号等を使用した場合の区分記載請求書の記載例

請求書
(株)〇〇御中 2020年11月30日
11月分 131,200円 (税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象商品
△△商事(株)

同一請求書内で、消費税率ごとに取引を区分して区分記載請求書を発行する場合の記載例

請求書
(株)〇〇御中 2020年11月30日
11月分 131,200円 (税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
8%対象		43,200円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
10%対象		88,000円
合計		131,200円

△△商事(株)

消費税率ごとに区分記載請求書を分けて発行する場合の記載例

軽減税率対象分

請求書
(株)〇〇御中 2020年11月30日
11月分 43,200円 (税込)

(軽減税率対象)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		43,200円

△△商事(株)

標準税率対象分

請求書
(株)〇〇御中 2020年11月30日
11月分 88,000円 (税込)

日付	品名	金額
11/1	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円

△△商事(株)

(注)「税率ごとに合計した対価の額(税込)」については、適格請求書等保存方式(2023年10月～)を見据えて、「税率ごとに合計した対価の額(税抜)および消費税額等」を記載しても差し支えありません。

区分記載請求書に対応していない請求書等への対応

区分記載されていない請求書や領収書等を受取った場合、手書きの追記をすることで、区分記載請求書の要件を満たすことができます。その際に認められている追記事項は、「軽減税率対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額(税込)」の2点になります。

請求書に追記する場合

請求書
(株)〇〇御中 2020年11月30日

日付	品目	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/1	食器	15,120円
11/2	牛肉 ※	10,800円
合計 (税込)		33,520円

10%対象 17,320円
8%対象 16,200円

※は軽減税率対象商品
△△商事(株)

追記が認められているのは「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額(税込)」のみ

領収書に追記する場合

領収書
△△商事様 2020年4月1日

¥1,527-

但し、酒代(10%対象)¥825-
食品代(8%対象)¥702-
上記金額正に領収いたしました。

(食品代は軽減税率の対象品目) ○〇スーパー 東京都〇〇区〇〇1-2-3

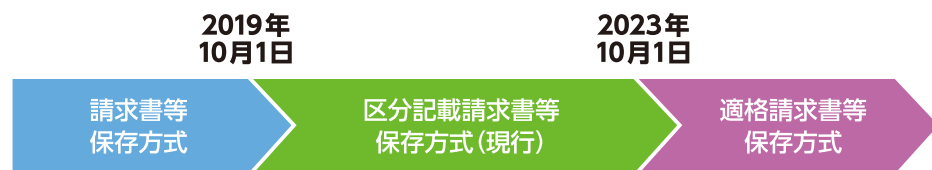
追記する項目は「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した税込対価の額」

適格請求書等保存方式(インボイス制度)ってどんなこと?

適格請求書等保存方式制度の留意点

2023年10月1日には「適格請求書等保存方式」が導入される予定です。この制度下で仕入税額控除を行うには、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が要件となります。

請求書変更のスケジュール

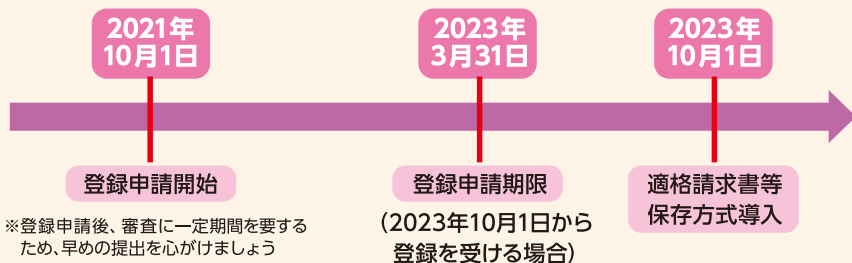


(注) 政府は、消費税軽減税率制度の導入後3年以内を目的に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定しています。

- **適格請求書等を発行するためには事前に登録しなければなりません**
- ・適格請求書等を発行できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- ・適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に申請して登録を受ける必要があります。
- ・課税事業者でなければ適格請求書発行事業者の登録を受けることができません。

● 登録申請のスケジュール

登録申請は、2021年10月1日から提出可能です。原則として適格請求書等保存方式が導入される2023年10月1日から登録を受けるためには、2023年3月31日(困難な事情がある場合には2023年9月30日)までに登録申請をする必要があります。



適格請求書と簡易適格請求書の違い

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、適格請求書の記載事項を簡易にした「適格簡易請求書」の交付が認められています。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である場合はその旨)
- ④ 税率ごとに合計した対価の額(税抜または税込)および適用税率
- ⑤ 消費税額等(端数処理は1請求書あたり、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である場合はその旨)
- ④ 税率ごとに合計した対価の額(税抜または税込)
- ⑤ 消費税額等(端数処理は1請求書あたり、税率ごとに1回ずつ)または適用税率

「適格請求書等保存方式」導入後の免税事業者からの仕入について

2023年10月1日以降、原則、課税事業者の仕入税額控除には、適格請求書等が必要となります。適格請求書等は課税事業者のみが発行できるため、発行できない免税事業者は、課税事業者から取引を避けられる可能性があります。そのため、将来的に課税事業者になる選択を迫られる可能性があります。

なお、「適格請求書等保存方式」導入後、免税事業者からの仕入の一定割合を税額控除可能とする経過措置が設けられています。詳しくは最寄りの税務署等に確認しましょう。

軽減税率制度導入に伴う記帳方法は？ ①

消費税の納税額を正しく計算するためには、日々の取引を記帳する際に、消費税の区分や税率を帳簿に記載する必要があります。これらの記帳ができていないと、確定申告時期に書類を確認し直す手間が発生し、事務作業に膨大な時間がかかるとともに、税額の計算を間違える可能性も高くなってしまいます。

資料から帳簿に記帳する

請求書

(株)●●御中

2020年4月1日

※お弁当 5,400円

ワイン 3,300円

合計 8,700円

10%対象 3,300円

8%対象 5,400円

※は軽減税率(8%)対象商品

××商店

【元帳】 売上

2020年 月 日	摘要	借方	貸方
4 1	掛売上 (株)●● 酒類 食料品 ※		3,300 5,400

(※軽減税率対象品目)

発行した請求書等を
確認しながら記帳しましょう

領収書

××商店様

2020年4月2日

758円

但し、10%対象(コピー代)110円

8%対象(お茶代)648円

上記金額正に領収いたしました。

〇〇コンビニ
東京都〇〇区〇〇1-2-3

【元帳】 会議費

2020年 月 日	摘要	借方	貸方
4 2	〇〇コンビニ コピー代 お茶代 ※	110 648	

(※軽減税率対象品目)

交付を受けた領収書等を
確認しながら記帳しましょう

簡易課税制度の適用を受ける事業者の方

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の場合、簡易化された仕入課税控除の計算が認められる「簡易課税制度」があります。

この簡易課税制度の適用を受ける事業者は売上等の取引がどの事業区分に該当するかを記帳する必要があります。(簡易課税制度の詳細はP25参照)

【元帳】 売上

2020年 月 日	摘要	借方	貸方
4 1	現金売上(二) 日用品 食料品 ※		2,200 3,240
4 5	現金売上(三) 自社製造品の販売 ※		3,240

(※軽減税率対象品目)

売上がどの事業区分に該当するか
記載するようにしましょう

免税事業者の方

免税事業者は消費税の申告が必要ないため、自社の売上や仕入経費を区分経理する必要はありませんが、課税事業者との取引に際して、区分記載請求書の交付を求められます。

軽減税率対象商品を販売している免税事業者は、取引先が、どの取引が軽減税率対象であるかを判断できるように、区分記載請求書等を交付するようにしましょう。

軽減税率と標準税率の区分が困難な場合は？

売上または仕入を消費税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対しては、2019年10月1日から一定期間、簡便な税額計算を認める特例措置が設けられています。(税額計算の特例の詳細はP23参照)

軽減税率制度導入に伴う記帳方法は？ ②

会計ソフトの対応状況の確認

軽減税率制度の導入により、複数税率への対応が必要なため、間違いをなくすためにも会計ソフトの導入がおすすめです。

また、会計ソフトを導入していても、複数税率に対応していなければ適正な会計処理を行えません。お使いの会計ソフトが最新の状態であるかどうか確認しましょう。

また、制度改正等に自動で対応するクラウド会計を導入し、経理処理の効率化を図ることも一手です。(クラウド会計の詳細はP37参照)

うちの会計ソフトは
しばらくアップデートしていないから
軽減税率に対応していない
かもしれないな…



日々の取引の会計処理

日々の取引の会計処理でも旧税率、軽減税率、標準税率を区分した処理をしなければなりません。

(取引例)

- ①2019年9月30日に文房具864円(税込8%)を〇〇文具で購入し、現金で支払った。
- ②2019年10月1日にXX商店より商品(飲食品)108,000円(税込8%)を仕入れ、現金で支払った。
- ③2019年10月2日に取引先との打ち合わせ時の飲み物540円(税込8%)を□□コンビニで購入し、現金で支払った。
- ④2019年10月3日に店頭で弁当50個を販売し、32,400円(税込8%)を現金で売り上げた。
- ⑤2019年10月5日に取引先への贈答用の万年筆11,000円(税込10%)を△△デパートで購入し、現金で支払った。

(仕訳イメージ)

NO.	日付	借方科目	消費税	金額	貸方科目	消費税	金額	摘要
①	9月30日	消耗品費	課仕8%	864	現金	—	864	文房具 〇〇文具
②	10月1日	仕入	軽減課仕	108,000	現金	—	108,000	XX商店より仕入
③	10月2日	会議費	軽減課仕	540	現金	—	540	打ち合わせ時飲み物 □□コンビニ
④	10月3日	現金	—	32,400	売上	軽減課売	32,400	店頭で弁当を販売した
⑤	10月5日	交際費	課仕10%	11,000	現金	—	11,000	贈答用万年筆 △△デパート

旧税率、軽減税率、標準税率をしっかりと区分して処理をしましょう

一括値引きがあった場合の会計処理

割引券等の利用でレジ精算時に税率の違う商品について一括して「値引き」をする場合、値引き額を合理的に区分する必要があります。

レシート等で「値引き後の対価の額」または「税率ごとの値引き額」が明示されていれば、合理的に区分されているものと認められるので、いずれかの税率から優先的に値引きすることも可能です。

(取引例)

2019年11月30日にABCスーパーで野菜1,750円(税込8%)を仕入、同時に事務所で使用する雑貨1,100円(税込10%)も購入した。その際に、500円クーポンを利用したところ、右記のレシートを受取った。

ABCスーパー	
2019年11月30日	
※野菜	¥1,750
雑貨	¥1,100
小計	¥2,850
10%対象	¥1,100
8%対象	¥1,750
値引	¥500
10%対象	¥193
8%対象	¥307
合計	¥2,350
お預かり	¥2,500
お釣り	¥150
※は軽減税率対象品目	

(仕訳イメージ)

日付	借方科目	消費税	金額	貸方科目	消費税	金額	摘要
11月30日	仕入	軽減課仕	1,750	現金	—	2,350	野菜の仕入ABCスーパー
	消耗品費	課仕10%	1,100				雑貨購入ABCスーパー
				仕入	軽減課仕返	307	クーポン割引分
				消耗品費	課仕返10%	193	クーポン割引分

(レシートに従って、軽減税率と標準税率を区分して記帳しましょう)



レシートや領収書に値引き額の区分が表示されていない場合はどうすればいいのかしら？

一括値引きがあった場合には、原則的には受取った領収書の区分に従って軽減税率と標準税率を分けて経理しますが、その受取った領収書等に値引き額の区分の記載がない場合には、購入した金額の比率により値引き額を按分計算して経理することとなります。

軽減税率制度導入に伴う記帳方法は？ ③

販売奨励金を受け取った場合の会計処理

事業者が取引先から販売促進の目的で販売数量や販売金額等に応じて金銭の支払いを受ける販売奨励金等は、仕入値引きと同様に扱われます。そのため、その販売奨励金の対象が飲食品の販売に係るものである場合には、軽減税率の対象となります。

(取引例)

2019年11月25日に〇〇株式会社より10月分の売上に対する販売奨励金として下記の支払通知書の送付を受け10,000円が振り込まれた。

△△株式会社 御中		支払通知書		〇〇株式会社	
お支払金額	¥10,000			発行	2019年11月25日
いつもお世話になっております。貴社に対する今月の販売奨励金は以下の金額になります。					
日付	品目	税率区分	数量	金額	
2019年10月31日	10月販売分	200,000円×5%		10,000	
	内訳	8%対象 4,950円 10%対象 5,050円	(内消費税額366円) (内消費税額459円)		
※軽減税率対象品目				(※) 8%対象(税込)	4,950
				10%対象(税込)	5,050

仕訳イメージ

日付	借方科目	消費税	金額	貸方科目	消費税	金額	摘要
11月25日	普通預金	—	10,000	仕入	軽減仕返	4,950	販売奨励金 〇〇株式会社
				仕入	課仕返10%	5,050	販売奨励金 〇〇株式会社

支払通知書に従って、軽減税率と標準税率を区分して経理しましょう

経過措置があった場合の会計処理

2019年10月1日以後は、経過措置などにより旧税率(8%)と軽減税率(8%)の取引が混在しています。同じ税率でも、旧税率(8%)と軽減税率(8%)とでは、国税と地方税の比率が異なりますので、明確に区分して会計処理しましょう。

(取引例)

2019年10月30日に事務所家賃216,000円(税込8%)が普通預金から引落された。なお、当該家賃は経過措置の要件(経過措置の詳細はP35参照)を満たすため、旧税率8%が適用となる。

(仕訳イメージ)

日付	借方科目	消費税	金額	貸方科目	消費税	金額	摘要
10月30日	地代家賃	課税8%	216,000	普通預金	—	216,000	事務所家賃の支払い

軽減税率の8%としないように注意しましょう

返品があった場合の会計処理

返品があった場合は、取引のあった時点(通常は販売時)での税率での処理になります。

(取引例)

- ①2019年9月30日に商品を販売し、代金32,400円(税込8%)を現金で受取った。
- ②2019年11月15日に9月30日に販売した商品の返品を受け、代金10,800円を現金で支払った。



(仕訳イメージ)

NO.	日付	借方科目	消費税	金額	貸方科目	消費税	金額	摘要
①	9月30日	現金	—	32,400	売上	課売8%	32,400	商品を販売した
②	11月15日	売上	課売返8%	10,800	現金	—	10,800	9/30現金売上の一部を返金した

返品時ではなく販売時の税率

貸倒があった場合の会計処理

貸倒があった場合は、取引のあった時点(通常は販売時)での税率の処理になります。

(取引例)

- ①2019年5月10日に△△商会へ商品を販売し、代金648,000円(税込8%)を掛けで売り上げた。
- ②2019年12月20日に△△商会へ5月10日に販売した商品代金全額の貸倒れが確定した。



(仕訳イメージ)

NO.	日付	借方科目	消費税	金額	貸方科目	消費税	金額	摘要
①	5月10日	売掛金	—	648,000	売上	課売8%	648,000	△△商会へ商品を掛けで販売した
②	12月20日	貸倒損失	課売貸倒8%	648,000	売掛金	—	648,000	△△商会への掛け 全額貸倒

貸倒時ではなく販売時の税率

確定申告とその準備に向けて

確定申告の準備

事業者は決算後2月以内（個人事業主は翌年3月31日まで）に、消費税の確定申告を行う必要があります。申告に際しての必要書類に大きな変更はありませんが、軽減税率制度導入後は税率を標準税率（10%）、軽減税率（8%）、旧税率（8%）に分けて経理処理していることが前提となり、仕入税額控除を行うためには、原則、区分記載請求書の保存が必要です。また、帳簿の入力に際しては「軽減税率の対象品目である旨」の記載が求められます。

経理処理で求められる日々の対応と申告準備については次ページを確認してください。

なお、税率の異なるごとに区分することが困難な中小事業者については、税額計算の特例が認められています。（税額計算の特例の詳細はP23参照）

税率の区分ができない場合

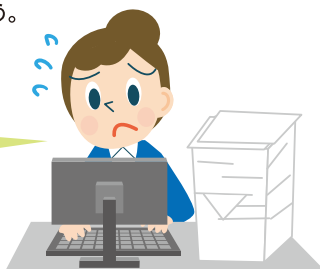
軽減税率制度導入により、税率の区分が難しいからということですべて10%で処理してしまうと、どのような問題が発生するのでしょうか？

売上については、本来8%の軽減税率対象の商品を10%で売ってしまうと、税率が違うなどのクレームや返金対応などの業務負担増加、信用低下による顧客離れが起きてしまいます。税込価格を据置いて販売したとしても、事業者に対して正確な区分記載請求書を発行できないため、取引先が困ることになります。また、事業者の納税額自体も増加します。

仕入については本来8%の商品を10%仕入で経理してしまうと仕入税額控除が過大となり、税務上否認されて追徴税等の対象になりえます。

区分経理が困難な中小事業者に対して税額計算の特例は認められていますが、まずは自社内で税率を区分した経理処理が行えるように心がけましょう。

やっぱり税率ごとにちゃんと区分経理しないとだめなのね



納税資金の準備

消費税率の引上げに伴い多くの事業者は日々の収入金額が増えるため資金繰りには余裕が生まれることが想定されます。しかし、その増額分はあくまでも消費税の預り金であり、手元にあるからといって使ってしまうと納税時に資金不足となり最悪の場合には納税ができなくなってしまいます。消費税を滞納してしまうと延滞税などが発生しさらに資金繰りが悪化してしまうため、納税資金の確保をしておくよう心がけましょう。（資金繰りの考えについての詳細はP29参照）

日々の業務で対応が必要となること

仕入（経費）

- 軽減税率対象品目の仕入（経費）があるか確認する。
- 軽減税率対象品目の仕入（経費）がある場合、取引先からの請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記する。
- 請求書等に基づき、仕入（経費）を税率の異なるごとに分けて帳簿等に記帳する。

軽減税率対象品目の売上げがなくても、会議費や交際費として飲食料品を購入する場合は対応が必要です

売上

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。
- 軽減税率対象品目の売上がある場合、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なる記載ごとに合計した税込金額」を記載して交付する。
- 請求書等（控）に基づき、売上を税率の異なるごとに分けて帳簿等に記帳する。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります

値引・返品があった場合

- 軽減税率対象品目の値引・返品があるか確認する。
- 旧税率時の販売分に対する値引・返品があるか確認する。

申告

- 税率の異なるごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- 税率の異なるごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

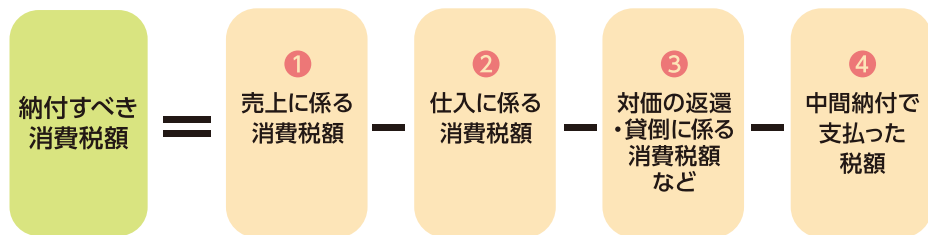
納税

- 消費税率引上げに伴う納税額の増加に注意する。特に飲食業については他の事業に比べて消費税の納税額は多くなる傾向がある。
- 来期の中間申告の有無を把握する。（中間申告の詳細はP27参照）

確定申告書の作成と計算

消費税の計算方法

確定申告における消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上高に係る消費税額から、その課税期間中の課税仕入に係る消費税額を控除して計算します。



消費税の課税の対象になるもの(課税売上/課税仕入の判定)

課税売上および課税仕入の計算においては、消費税のかかるもの(課税取引)、消費税のかからないもの(課税対象外、非課税取引、免税取引)に分けて経理・集計を行います。消費税のかからないものとしては、例えば以下の取引があります。

【消費税のかからないものの例】

- 国外で行われる取引
- 事業と関係のない取引
- 役員報酬、給与、社会保険料などの人件費
- 減価償却費
- 無償による取引
- 寄附金や祝金、見舞金
- 株式の配当金やその他の出資分配金
- 保険金や共済金など
- 補助金、助成金など
- 保険料、税金などの租税公課
- 明確な対価性のない会費・入会金など

雇用関係は課税対象外だけど、外注・業務委託は課税仕入の対象になるんだ



納税額計算について事例(本則課税の場合)

(事例)

課税売上3,300万円(税込)、課税仕入2,200万円(税込)、雇用人件費800万円
本則課税で消費税納税額を計算した場合(課税売上割合100%)

単位:万円

	税込	うち消費税
課税売上高	3,300	300
課税仕入高	2,200	200
雇用人件費	800	—
営業利益	300	100

「仮受消費税<仮払消費税」の場合は還付となります
ただし、簡易課税を適用している場合は還付になることはないため、設備投資等がある場合は事前の検証が重要です

仮受消費税300万円 - 仮払消費税200万円 = 納税額100万円

※実際の計算では消費税率を国税・地方税それぞれに分けて計算します。

軽減税率導入後の確定申告

軽減税率制度の導入後の確定申告では8%と10%が混在するため、税率ごとの区分集計がとても重要になります。また、申告時期にはかなりの混乱が予想されますので、「何を」「いつまでに」を行うかを明確にした上で、事前の準備を行うように心がけましょう。

確定申告前のチェックポイント

- 請求書・領収書等が区分記載請求書の様式を満たしているかどうか確認する
- 旧税率(8%)、軽減税率(8%)、標準税率(10%)の税率ごとに分けた資料の整理を行う
- 帳簿記入の方法を検討する(例:手書き/会計ソフト/クラウド会計など)
- 簡易課税制度の仕入税額計算の特例を適用する場合、事業年度中に届出を行う

書類はあらかじめ税率ごとに分けておいた方がよさそうね

特例の検討・届出は期限内に行わないといけないな



軽減税率制度導入後の税額計算の特例とは？

売上税額計算の特例

軽減税率制度導入により、一定の中小事業者については、①小売等軽減仕入割合の特例、②軽減売上割合の特例、③100分の50の割合のいずれかの方法による簡便計算が認められます。

売上は区分経理できないけど、仕入は請求書を見れば区分できるわね



1.対象者

売上を消費税率ごとに区別することが困難な中小事業者
(基準期間の課税売上高が5,000万円以下の個人事業主・法人)

2.適用期間

4年間 (2019年10月1日～2023年9月30日までの期間)

3.計算方法

対象者	①「卸売業・小売業」かつ「仕入の区分」ができる中小事業者 <small>簡易課税制度を適用しない事業者に限る</small>	② ①の特例を適用する事業者以外の事業者	③ ①②の計算が困難な事業者 <small>※主に軽減税率対象品目を販売する事業者に限る</small>
軽減税率対象品目の割合の計算方法	卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額 卸売業・小売業に係る仕入総額	通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額 通常の連続する10営業日の売上額	50 100
計算例	卸売業・小売業に係る仕入総額3,000万円 (うち、軽減税率対象品目の仕入高1,200万円) 1,200万円÷3,000万円=40%	10営業日の売上高150万円 (うち軽減税率対象品目の売上高60万円) 60万円÷150万円=40%	軽減税率対象品目割合=50%
	売上総額4,500万円の場合 8%の売上高1,800万円 (4,500万円×40%) 10%の売上高2,700万円 (4,500万円-1,800万円)	売上総額4,500万円の場合 8%の売上高1,800万円 (4,500万円×40%) 10%の売上高2,700万円 (4,500万円-1,800万円)	売上総額4,500万円の場合 8%の売上高2,250万円 (4,500万円×50%) 10%の売上高2,250万円 (4,500万円-2,250万円)

仕入税額計算の特例

軽減税率制度の導入により、一定の中小企業に係る課税仕入については、「小売等軽減売上割合」、「簡易課税制度の届け出の特例」を用いて仕入税額控除を行う特例が設けられています。

簡易課税制度を適用するには期限内に届出が必要なんだ



1.対象者

仕入を消費税率ごとに区別することが困難な中小事業者
(基準期間の課税売上高が5,000万円以下の個人事業主・法人)

2.適用期間

1年間 (2019年10月1日～2020年9月30日の属する課税期間の末日まで)

3.計算方法

対象者	①「卸売業・小売業」かつ「売上の区分」ができる中小事業者 <small>簡易課税制度を適用しない事業者に限る</small>
軽減税率対象品目の割合の計算方法	卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額 卸売業・小売業に係る売上総額
計算例	卸売業・小売業に係る売上総額3,000万円 (うち、軽減税率対象品目の売上高1,200万円) 1,200万円÷3,000万円=40%
	仕入総額2,000万円の場合 8%の売上高800万円 (2,000万円×40%) 10%の売上高1,200万円 (2,000万円-800万円)

【左記対象者以外の中小事業者】

●簡易課税制度の届け出特例

原則

課税期間が始まるまでに簡易課税制度選択届出書を提出する必要あり

特例

簡易課税制度選択届出書を提出した課税期間から可能

要件

- 基準期間における課税売上高が5,000万円以下
- 2019年10月1日～2020年9月30日までの日の属する課税期間の末日までに届け出を提出

税額計算の特例、その他税制措置に関する相談窓口

税額計算の特例

国税庁消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
電話番号：0120-205-553
または、お近くの税務署にお問合せください。

その他税制措置

日本税理士連合会
またはお近くの税理士にお問合せください。
<https://www.zeirishikensaku.jp/>

簡易課税制度について

簡易課税制度とは

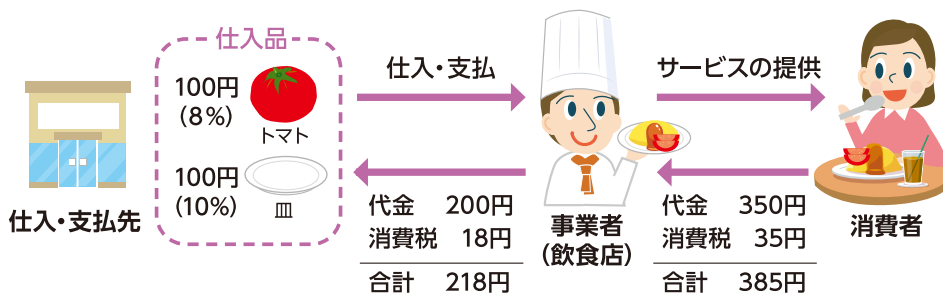
消費税の仕入税額控除には本則課税のほか、簡易課税による計算制度も設けられています。本則課税は仕入に際して実際に負担した消費税額を仕入控除額としますが、簡易課税では売上に係る消費税に対して事業区分に応じたみなし仕入率を乗じて仕入税額を計算します。簡易課税制度を利用できるのは基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者に限られます。

簡易課税制度のみなし仕入率

事業区分	業種	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業、農林漁業※1	80%
第三種事業	農林漁業※2、製造業、建設業等	70%
第四種事業	飲食店業、その他の事業	60%
第五種事業	運輸通信業、サービス業、金融・保険業	50%
第六種事業	不動産業	40%

※1 軽減税率対象商品の譲渡に係る事業（2019年10月1日前の取引を除きます）
 ※2 ※1以外の事業

簡易課税の計算例



上記の場合の飲食店の消費税の計算イメージはそれぞれ次の通りです。

【本則課税】

- ① 売上に係る消費税：35円
- ②-a 仕入（8%）に係る消費税：8円
- ②-b 仕入（10%）に係る消費税：10円
- ② 仕入に係る消費税：18円
- ③ 納付税額：①－②＝**17円**

【簡易課税】

- ① 売上に係る消費税：35円
- ② 仕入に係る消費税：21円（①×60%）
- ③ 納付税額：①－②＝**14円**

- 簡易課税による納税額：売上に係る消費税×（1－みなし仕入率）
- 経理処理を簡略化できることが大きなメリット

事業区分が複数になる場合

事業区分が複数にまたがる事業者は、売上に係る消費税額に対しそれぞれの事業区分に応じたみなし仕入率を乗じて仕入控除税額を計算します。ただし、特定の業種の売上高が全体の75%以上となる場合などには、特例計算も認められています。詳しくは税務署または税理士に確認してください。

簡易課税の留意点

簡易課税制度による計算は仕入に係る消費税額の計算を簡略化できるので、中小事業者でも比較的簡単に税額計算を行うことができます。一方で以下の留意点がありますので、制度の適用は慎重に検討する必要があります。

簡易課税の留意点

- 前年度中に税務署への届出が必要になる
- 簡易課税をやめたい場合も前年度中に税務署への届出が必要になる
- 適用後、原則2年間は簡易課税の計算が義務付けられる
- (輸出業者など) 預かった消費税より支払った消費税が多い場合でも還付が受けられない

軽減税率制度下での簡易課税による経理処理

軽減税率制度の導入後、簡易課税制度を利用する場合は、自社の売上について事業区分ごとに軽減税率と標準税率とに分けた区分経理を行います。仕入について税率を区分する必要がないので経理処理は簡略化されますが、例えば、仕入については標準税率の商品を多く仕入れたとしても、売上について軽減税率の商品を多く販売した場合には、簡易課税は売上に係る消費税額を基にみなし仕入率を乗じて仕入税額控除を計算するため、実際に支払った消費税額よりも少なくなりますので注意してください。

簡易課税事業者も仕入・諸経費が増加

簡便な税額計算を行う簡易課税事業者は売上を税込ベースで考えることが多く、消費税への意識が低くなりがちです。2019年10月以降は仕入・諸経費の支払いは税率引上げ分増加するので、資金繰りには十分な注意を払い、適正な価格改定を心がけましょう。



中間申告は忘れずに

中間申告制度に注意

消費税率の引上げにより納税額が増加することで、直前の課税期間の確定消費税額の金額によっては、中間申告義務が発生する場合があります。その場合、例年より早い時期に消費税を納税することになるため、資金繰りに注意する必要があります。

中間申告の回数と税額（地方消費税額は含まない）

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下	48万円超 400万円以下	400万円超 4,800万円以下	4,800万円超
中間申告の回数		年1回	年3回	年11回
中間納付税額 （※1）	中間申告 不要 （※2）	直前の課税期間の 確定消費税額の 1/2	直前の課税期間の 確定消費税額の 1/4	直前の課税期間の 確定消費税額の 1/12
1年の 合計申告回数	年1回 （確定申告1回）	年2回 （確定申告1回） （中間申告1回）	年4回 （確定申告1回） （中間申告3回）	年12回 （確定申告1回） （中間申告11回）

（※1）前課税期間の実績による中間申告を行っている場合。

（※2）一定の届出をすれば、自主的に中間申告書の提出および納付をすることができる制度（任意の中間申告制度）あり。

（※3）国税の中間納付税額とあわせて地方消費税の中間納付税額を納付することになります。

いままで中間申告が発生していなかった事業者も納税額増加に伴い中間申告の対象になる可能性があります

例：売上1,100万円（税抜）、仕入475万円（税抜）の事業者の場合

8%の場合

仮受消費税 11,000,000円 × 8% = 880,000円
 仮払消費税 4,750,000円 × 8% = 380,000円
 確定消費税額 500,000円（**国税393,750円**、**地方税106,250円**）
 ⇒ 国税393,750円 < 480,000円なので、中間申告義務なし

消費税率が10%になると

10%の場合

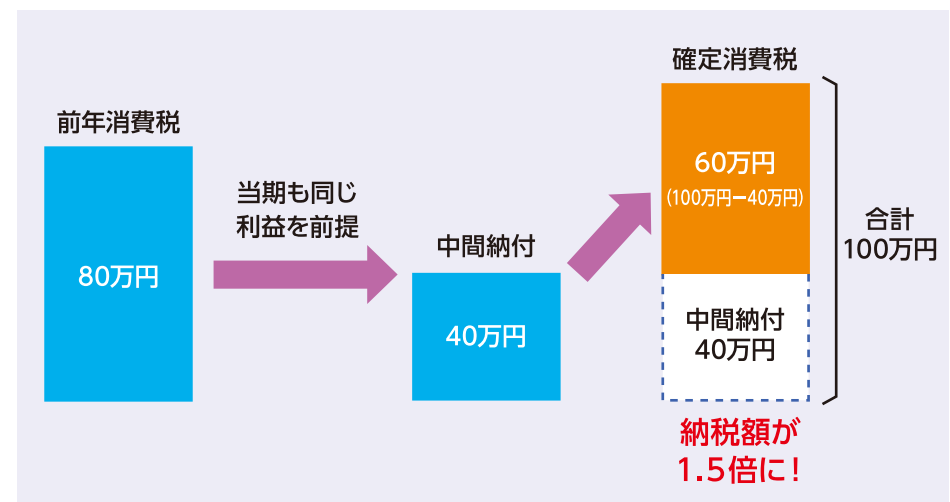
仮受消費税 11,000,000円 × 10% = 1,100,000円
 仮払消費税 4,750,000円 × 10% = 475,000円
 確定消費税額 625,000円（**国税487,500円**、**地方税137,500円**）
 ⇒ 国税487,500円 > 480,000円なので、中間申告義務が発生

※端数処理の方法など、実際の納税計算とは若干異なります。

確定消費税額の増加に注意

消費税の中間申告制度による納付税額はあくまでも前年の消費税額を元に計算されます。今回の消費税の増税の影響が出てくるのは決算時の確定消費税額からになります。税率引上げ後の最初の年は税率引上げ前の消費税額に基づいて計算されるため中間納付額は変わりませんが、確定消費税額の納付時に負担が大きくなる場合がありますので、資金繰りにご注意ください。

9月決算の場合



任意の中間申告制度

前年の確定消費税額が48万円以下で消費税の中間申告の義務がない事業者も、税務署に届出をすることによって、自主的に中間申告書の提出と納付が可能になります。年1回で消費税を一括で納税することは負担が大きいと感じる事業者は、任意の中間申告制度を使って計画的に消費税を納付することを検討しましょう。

中間申告制度で納めた消費税はどうなるの？

中間申告により納付した消費税は、決算時の確定申告により精算されることとなります。この時に、年間の確定消費税額よりも中間納税額の方が多い場合には、多く納めた消費税は還付されます。

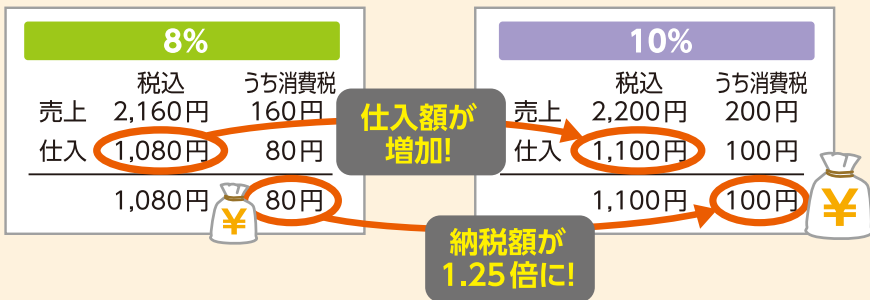
税率引上げ時の資金繰りに注意しよう

消費税率引上げに伴う消費税納税額の増加に注意

消費税率10%への引上げにより、納税額は8%時と比べ1.25倍になります。仮に消費税を滞納した場合、次のような経営に大きな影響を受けますので資金繰りに注意しましょう。

- 延滞税の発生により、さらなる資金繰りの悪化を招きます
- 納税証明書が出ないため金融機関からの借入が困難になります
- 取引先を含め、社会的信用を失う恐れがあります

売上税抜2,000円、仕入税抜1,000円の場合



簡易課税適用事業者の納税見込み額

消費税の簡易課税制度の適用を受けている事業者の売上規模による消費税額の見込み額は次の表のとおりとなります。

(単位：万円)

事業区分と業種例	第1種 卸売業	第2種 小売業	第3種 製造業	第4種 飲食業	第5種 サービス業	第6種 不動産賃貸業	
みなし仕入れ率	90%	80%	70%	60%	50%	40%	
年間売上(税抜)	1,000万円	10	20	30	40	50	60
	2,000万円	20	40	60	80	100	120
	3,000万円	30	60	90	120	150	180
	4,000万円	40	80	120	160	200	240
	5,000万円	50	100	150	200	250	300

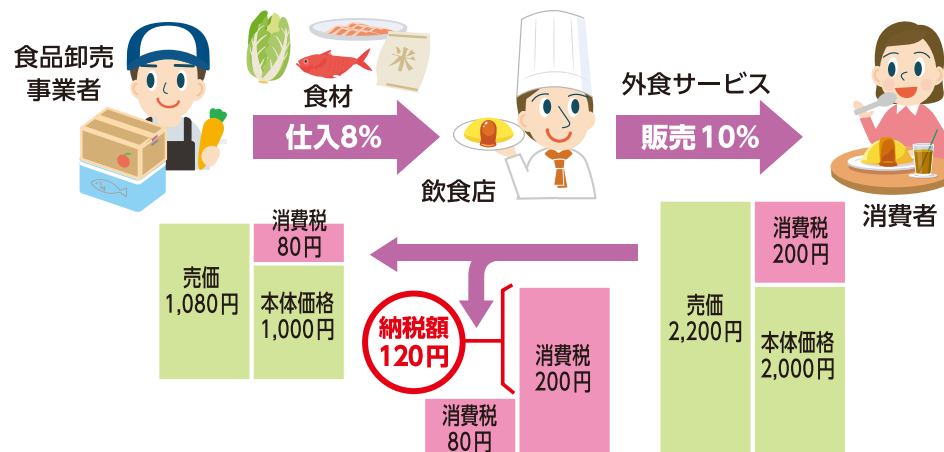
※消費税率を10%のみとした場合

仕入と販売で税率が異なる事業者は注意

軽減税率の対象品目(飲食物品等)を扱う事業者は、仕入時と販売時の税率が異なりますので、日々の資金繰りや納税額に特に注意が必要です。

飲食店など8%で仕入れて10%で販売する事業者の場合

⚠ 消費者から預かる消費税額が多く、日々の資金繰りには余裕が出るが、納税額は多くなる。



農家など10%で仕入れて8%で販売する事業者の場合

農家などの仕入については種苗費、肥料費など、軽減税率の対象品目に該当せず10%(標準税率)に上げられますが、売上については米、野菜、果物など食料品に該当し、8%(軽減税率)の適用対象となります。これにより、10%引上げ後の消費税の納税額は少なくなりますが、仕入先へ支払う消費税額が増加するため、日々の資金繰りは厳しくなります。

免税事業者も仕入・諸経費が増加

免税事業者は消費税の納税が免除されていますが、仕入・諸経費の支払時にすでに消費税を含んだ金額を支払っていますので、免税事業者も資金繰りに注意しなければなりません。



資金繰りへの対策

資金繰り表を作成する

売上や仕入の締日から入出金日までの期間にタイムラグが発生することが一般的です。月次の損益をみているだけだと、資金の流れを把握することができません。資金繰り表を作成して資金ショートを防ぎましょう。

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月
入金	現金売上	100	95	90	80	80	100
	クレジット カード等売上	126	140	133	126	112	112
	入金計	226	235	223	206	192	212
出金	現金仕入	24	22	21	19	19	24
	買掛金支払	43	48	45	43	38	38
	人件費	70	70	70	70	70	70
	地代家賃	40	40	40	40	40	40
	その他経費	20	20	20	20	20	20
	支払利息	2	2	2	2	2	2
	借入金返済	20	20	20	20	20	20
	出金計	219	222	218	214	209	214
収支合計		7	13	5	-8	-17	-2
現金残高	月初	0	7	20	25	17	0
	月末	7	20	25	17	0	-2

上記の表では、9月中に資金不足になります。その前に、銀行から資金調達するなどの対策が求められます。

資金不足

請求漏れや回収状況の確認

受注が取れて、仕事をするだけでは業務が完了したとは言えません。正しく請求書を発行しているか、また、発行した請求の金額が振り込まれているか、定期的に確認するなど、請求漏れや回収漏れがないようにしましょう。

社内共有

大口の取引先の倒産などは会社の存続に大きく影響します。倒産などの兆候は現場の営業担当者等がいち早く気づきやすいものです。このような取引先情報を共有する体制を整え、資金繰りに影響が大きい情報は迅速に社内でも共有するようにしましょう。

条件の見直し

入金サイトが長かったり、支払サイトが短いなど、自社にとって不利な条件は入金や支払い条件の見直しを行うことで、資金繰りが改善できます。

適正な在庫の数量水準の管理

在庫を抱える会社は、取引規模が大きくなればなるほど資金ショートのリスクが高くなる傾向にあります。適正な在庫水準を保つように販売計画と連携して管理するようにしましょう。

【適正な在庫水準を保つためのチェックポイント】

- ① 内部管理の不備で二重発注していないか
- ② 価格が安いときに過剰に発注していないか
- ③ 陳腐化しているものはないか
- ④ 在庫が想定どおり回転しているか
- ⑤ 在庫処分は検討しているか
- ⑥ 需要予測の精度を上げる工夫をしているか

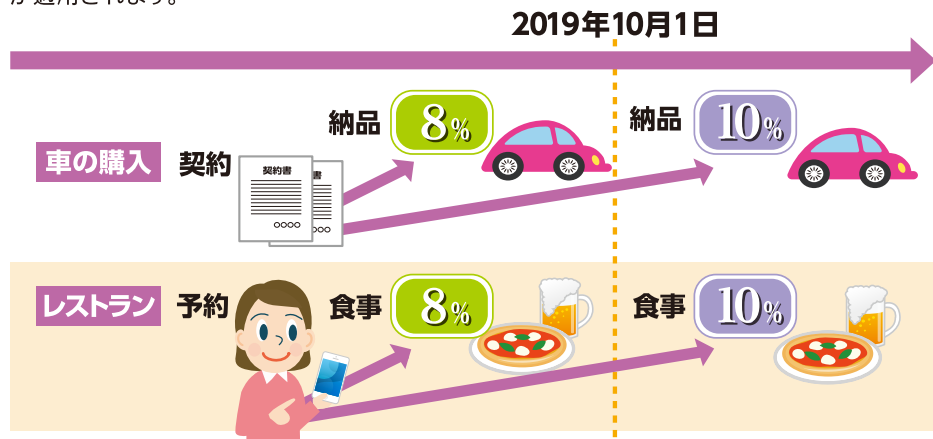
商品を減らしすぎても、かえって機会損失に繋がりがねないので、しっかり検討しないとイケないな



適用税率と経過措置について ①

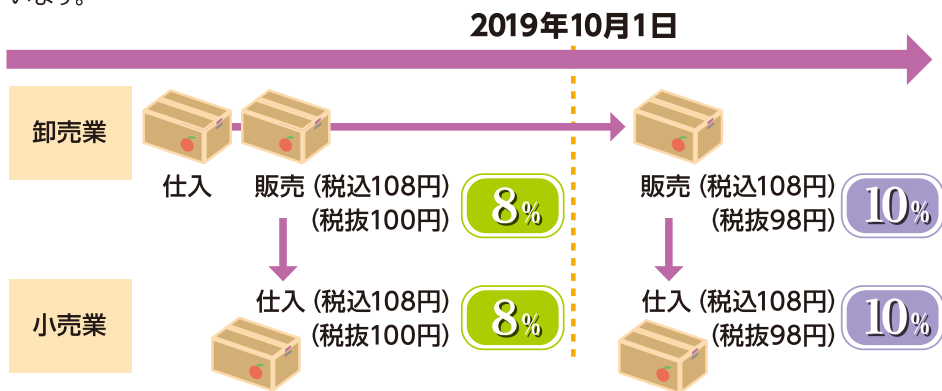
適用税率の原則的な考え方

消費税は、原則として、商品の引渡しや役務（サービス）の提供等が行われた時点の税率が適用されます。



税率引上げ以降も税込価格を据置いた場合

税率引上げ後、税込価格を引上げ前と同額に据置いたとしても、この取引には新税率10%が適用されます。従って、計算上は税抜価格を値引きしていることになり、利益が減少します。例えば飲食店で「飲み放題3,000円」というメニューを維持する場合、実際の利益は減少しています。

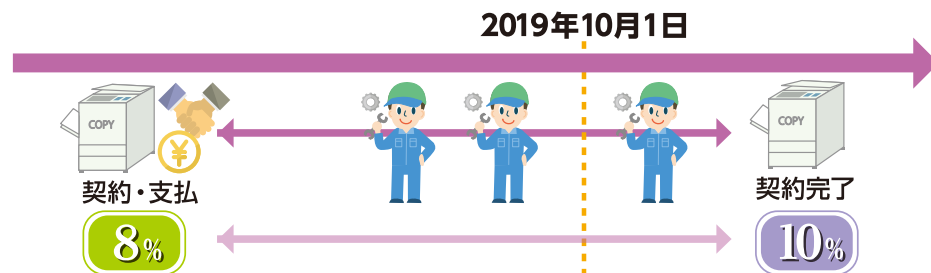


税込価格を据置いても新税率10%が適用されるので、税抜売上高は100/110を乗じた金額となる。仕入先(小売業)も新税率10%で仕入税額控除を計算する。

2019年10月1日をまたぐ取引の税率

役務の提供が税率変更日(2019年10月1日)をまたぐ場合、原則として役務の提供が完了する日の税率である10%が適用されます。ただし、契約内容や経理処理次第では契約・支払時の税率が適用される場合もあります。詳しくは税理士または税務署に確認してください。

例：1年間のコピー機メンテナンス契約について、代金を一括で受け取った場合



原則は10%が適用。但し1年分の対価を収受することとしており、中途解約時に一部返金などの定めがない契約で、継続して代金受取時に収益計上しているときは、税率変更前の収益計上分については旧税率を適用して差し支えない。

消費税率等に関する経過措置

契約の時期や内容等によっては、消費税率引上げ後でも、旧税率が適用される「経過措置」が定められています。具体的な経過措置については次ページ(P35)に記載しています。

なお、契約の種類ごとに適用される経過措置が異なりますので、契約内容をよくご確認ください。

税率	指定日(施行日の半年前)	施行日
10%	2019年4月1日	2019年10月1日

(参考) 国税と地方税の比率

一部の取引には、経過措置により旧税率の8%が適用されますが、厳密には経過措置の場合と軽減税率の対象となる場合の2種類の8%が存在します。どちらの8%なのかわかるようにしっかりと区分しておきましょう。

税率	国税	地方税
経過措置での8%	6.3%	1.7%
軽減税率での8%	6.24%	1.76%
10%	7.8%	2.2%

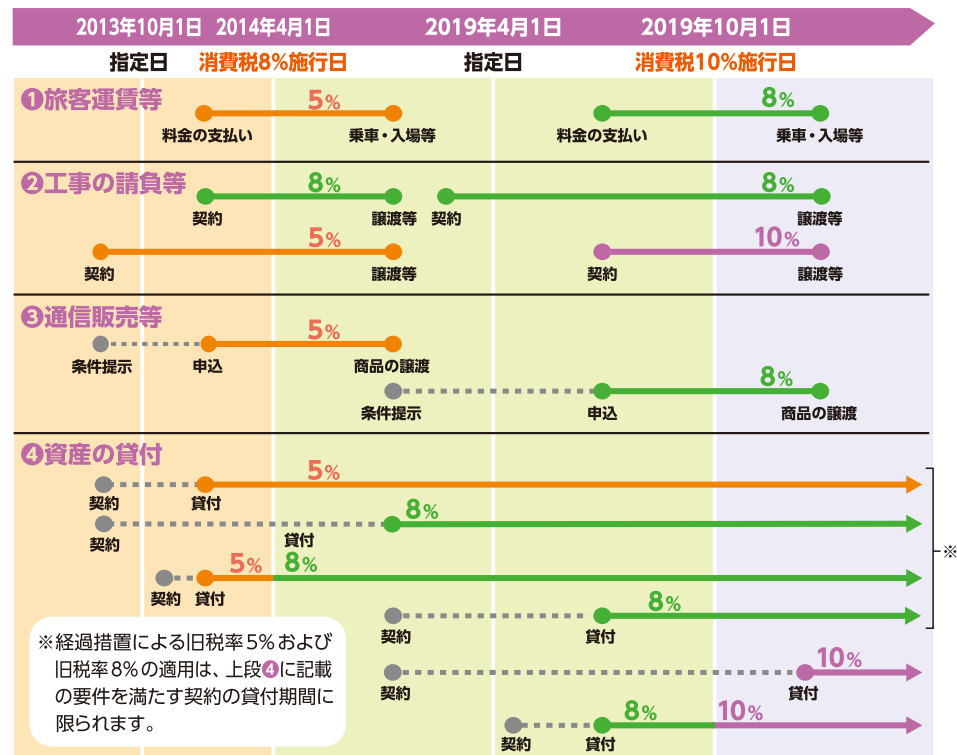
※経過措置の要件を満たす軽減税率対象商品については、経過措置はありません。

適用税率と経過措置について ②

主な経過措置

経過措置	主な要件
①旅客運賃等	施行日前に旅客運賃等を支払ってれば、施行日以後に乗車等をして旧税率が適用になります
②工事の請負等	指定日の前日までに契約を締結した場合、施行日以後に目的物を完成し引渡しても旧税率が適用になります
③通信販売等	(1) 指定日の前日までに販売条件を提示し、または、提示する準備を完了し、(2) 施行日の前日までに申込みを受け、(3) 提示した条件に従って施行日以後に商品を販売した場合、旧税率が適用になります
④資産の貸付	(1) 指定日の前日までに契約を締結し、(2) 施行日前から施行日以降引き続き資産の貸付を行っており、(3) 契約内容が①および②、または、①および③の要件を満たす場合には、施行日以後も旧税率が適用になります ①貸付の期間および期間中の対価の額が定められていること ②事業者が事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと ③契約期間中に当事者の一方または双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他一定の要件に該当していること

経過措置で適用される消費税率イメージ



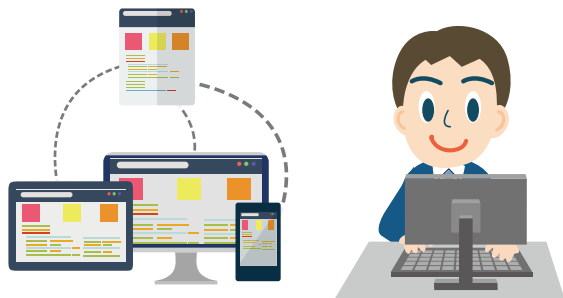
経過措置に関するよくある質問

- Q** 工事の請負等の経過措置は、建設業だけの措置ですか？
- A** 建設業などの①工事の請負契約、だけではなく、②製造の請負契約や、③ソフトウェア開発などの請負に類する政令で定める契約も含まれます（一定の要件を満たすものに限られます）。なお、②は受注生産の場合にのみ適用され、見込生産には適用されません。
- Q** 発注者との請負契約を指定日前に締結しましたが、下請業者との請負契約を指定日以後に締結しました。下請業者との請負契約についても、経過措置は適用されますか？
- A** 経過措置は契約ごとに判断しますので、発注者との請負契約には経過措置が適用されますが、下請業者との請負契約には経過措置は適用されず新税率が適用されます。
- Q** 指定日前に工事受注の契約を締結しましたが、この工事は施行日までに着手や入金をしなないといけないのでしょうか？
- A** 指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引渡しを行った場合に経過措置が適用されます。着手や入金の有無は関係ありません。
- Q** 資産の貸付けである事務所や店舗の賃貸借契約において、施行日以後に自動継続条項に基づき継続する場合、自動継続期間を含めて経過措置は適用されますか？
- A** 施行日以後に自動継続条項に基づき継続する場合、その後の資産の貸付には、経過措置は適用されません（要件を満たす契約の貸付期間のみに適用されます）。
- Q** 事務所の賃貸借契約書に「物価変動があった場合、家賃を変更できる」と書いてあります。この場合、経過措置はどうなるのでしょうか？
- A** P35の④の②「対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」の要件を満たさないため、経過措置の適用はありません。

クラウド会計を活用して経理を効率化しよう

クラウド会計の登場

軽減税率制度の導入により会計処理はさらに複雑になり、もはや手書きの帳簿記入では限界があります。今ではパソコンによる処理が一般的となっていますが、近年ではより業務を効率化することができるクラウド会計が注目されています。このクラウド型の会計システムはパソコンなどの端末へのインストールは不要であり、インターネットに接続できるパソコン、タブレット、スマートフォン等から、いつでもどこでも会計データを閲覧、入力等できるようになりました。



クラウド会計により何が変わるのか？

キャッシュレス決済を導入することにより、現金でのやりとりが減少するため回転率向上、現金管理の効率化、盗難リスク減少などのメリットもあります。さらに2019年10月から開始された「キャッシュレス・消費者還元事業」により新たな消費喚起を狙えます。(キャッシュレス・消費者還元事業の詳細はP39参照)

従来(インストール型会計ソフト)の処理

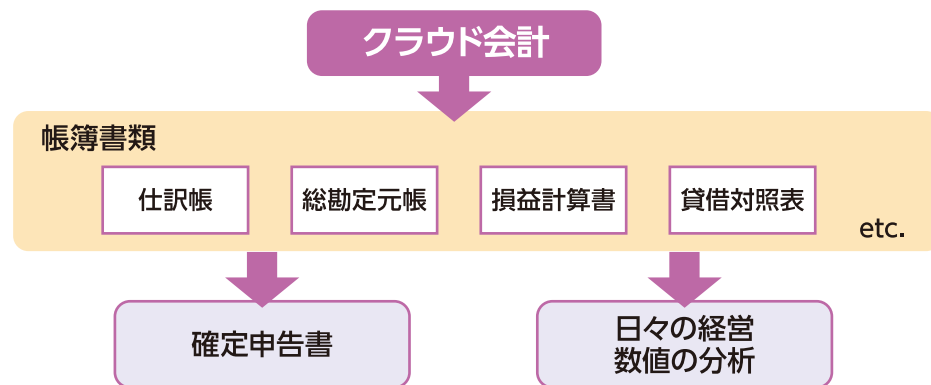


クラウド会計導入後の処理



帳簿書類の出力

クラウド会計により入力された会計データは、帳簿書類として出力可能になります。この帳簿書類に基づき確定申告書の作成や日々の経営数値の分析をすることができます。



インストール型との比較

インストール型、クラウド型、手書きによる帳簿作成の違いについて、以下の表にまとめました。会社の状況に合わせて最適な帳簿作成方法を選択しましょう。

	インストール型	クラウド型	手書き帳簿
セットアップ(準備)	ソフトをインストールして使用可能	会社情報を登録して使用可能	会社に合わせて帳簿(現金出納帳、仕訳帳等)の購入
帳簿(データ)の保存	パソコン内	クラウド事業者のサーバー内	会社の書棚等
帳簿の閲覧	インストールしたパソコンのみ	ネット環境にあるどのパソコンからでもログイン可能	帳簿を引っ張り出して閲覧
料金	購入時のイニシャルコストが掛かる 原則として、購入時以降は費用を掛けず利用可	購入時の費用は掛からず、毎月定額を支払う アカウントを増やす場合には別途ライセンス料が発生	人件費 帳簿(ノート等)の購入費用のみ
帳簿の記入方法	領収書等の紙媒体からの手入力はしやすい データ連携は手動(CSV等でのデータの受け入れ)の作業が必要	領収書等の紙媒体からの手入力はしにくい(ネット環境によって左右されやすい) 銀行やクレジットカードなど多くのデータで自動連携が可能	手書きによる記載。一つの取引に対して複数の帳簿に記入する必要あり。間違えがあった場合の修正が大変
改正等による更新	利用者でバージョンアップが必要	常に最新の状態で使用可能	最新の法令を理解し自分で対応しなければならない
ネット環境	無くても利用可	必要	不要

事業の概要

キャッシュレス・消費者還元事業

キャッシュレス・消費者還元事業とは、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス決済を使った消費者に対して5%(*1)のポイント還元するとともに、対象となる中小企業に対して、キャッシュレス決済導入に伴う端末導入費や決済手数料を補助(*2)する事業です。

なお、具体的な決済手数料や入金タイミングなどについては、本事業のホームページ(<https://cashless.go.jp/>)をご参照ください。

*1 フランチャイズチェーンやガソリンスタンドは2%になります。
*2 フランチャイズチェーンやガソリンスタンドを除く、中小事業者に限りです。



CASHLESS

経済産業省キャッシュレス・消費者還元事業ロゴマーク

(補助の内容)

	加盟店手数料	決済端末	ポイント還元
中小事業者	実質2.17%以下 (決済手数料は3.25%以下かつ実施期間中は1/3を国が負担します)	負担ゼロ (端末本体と設備費用などが無料になります)	5%
フランチャイズチェーン、ガソリンスタンド等	×	×	2%
実施期間	2019年10月1日～2020年6月30日まで (申請期限は2020年4月30日まで)		

キャッシュレス決済導入のメリット

キャッシュレス決済の導入は、消費者にとっての利便性向上だけでなく、事業者にとっても業務効率化などに繋がる下記の表のようなメリットがあります。

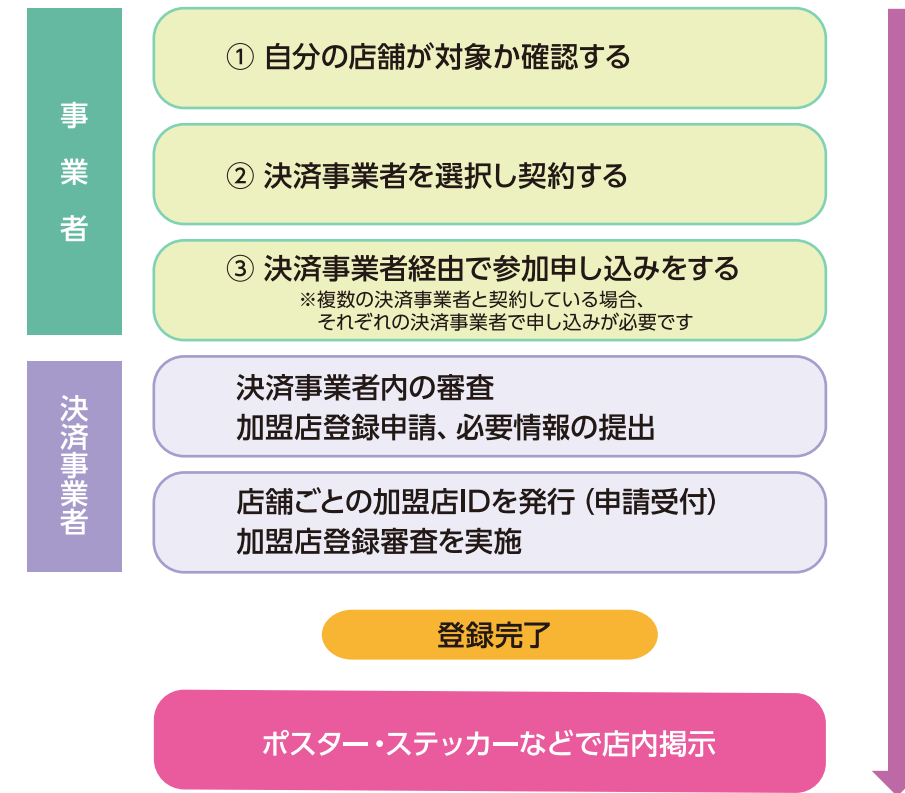
ただし、キャッシュレス決済の場合には商品やサービスを提供した時から現金の入金時までタイムラグが生じることがあるため、資金繰りに注意しましょう。

キャッシュレス導入による消費者、事業者のメリット (例)

消費者のメリット	事業者のメリット
<ul style="list-style-type: none"> ● レジでの決済がスムーズになる ● 消費データが蓄積され家計の管理が楽になる ● 大量の現金を持ち歩かずに買い物ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 釣り銭カウントなどの業務負担を軽減できる ● 現金紛失や盗難、横領のリスクがなくなる ● 若者や外国人観光客の需要を取り込める ● 購入履歴をデータ化することで、マーケティング戦略立案に活用できる

事業参加までの流れ

キャッシュレス・消費者還元事業に参加するには事前に登録が必要になります。既にキャッシュレス決済を導入している事業者も改めて登録する必要がありますので、ご注意ください。事業参加の申し込みは決済事業者を通して行うことになり、参加までの流れは次のようになります。



キャッシュレス・消費者還元事業

本事業の対象となる中小企業の要件など、詳細は本事業の公式サイトを確認ください。

<https://cashless.go.jp/franchise/>

専用ダイヤル: 0570-000655

手数料補助や還元されたポイントの会計処理はどうするの？

会計処理のポイント

【決済手数料補助の処理における注意点】

キャッシュレス・消費者還元事業による決済手数料の補助金については、下記の点に注意しましょう。

- 決済手数料の補助金の支給方法によって仕訳方法が変わる
- 決済手数料の消費税は、決済事業者・決済手段によって異なる
⇒ 決済事業者との契約書や請求書を確認しましょう
- 決済手数料の補助金は補助金収入のため、消費税の課税対象外となる

ここでは、決済手数料に対する補助金を受取った際の仕訳の記入方法について、お客様がクレジットカード決済で購入した場合を例にあげています。

（補助金が決済手数料から差し引かれることで支給される場合の仕訳例）

NO.	日付	借方科目	消費税	金額	貸方科目	消費税	金額	摘要
①	10月1日	売掛金	—	11,000	売上	課税10%	11,000	商品クレジット売上
②	10月31日	現金	—	10,780	売掛金	—	11,000	商品代金入金
		支払手数料	(注)	330	雑収入	—	110	決済手数料、補助金収入

補助金収入のため、課税対象外!

決済手数料の消費税は、決済事業者・決済手段によって異なるため要確認!

- ① 10月1日に商品を11,000円(税込)で販売し、消費者はクレジットカードで決済した。
- ② 10月31日に、商品代金11,000円から決済手数料(3%のうち1/3が補助されるため、実質2%)を差し引いた10,780円が入金された。

（補助金が別途支給される場合の仕訳例）

NO.	日付	借方科目	消費税	金額	貸方科目	消費税	金額	摘要
①	10月1日	売掛金	—	11,000	売上	課税10%	11,000	商品クレジット売上
②	10月31日	現金	—	10,670	売掛金	—	11,000	商品代金入金
		支払手数料	(注)	330		—		決済手数料
③	11月15日	現金	—	110	雑収入	—	110	補助金収入

補助金収入のため、課税対象外!

決済手数料の消費税は、決済事業者・決済手段によって異なるため要確認!

- ① 10月1日に商品を11,000円(税込)で販売し、消費者はクレジットカードで決済した。
- ② 10月31日に、商品代金11,000円から決済手数料(3%)全額を差し引いた10,670円が入金された。
- ③ 11月15日に、決済手数料の1/3にあたる110円が補助金として支給された。

【還元されたポイントの処理における注意点】

キャッシュレス・消費者還元事業により還元されたポイントの仕訳は、店舗独自のポイント付与を受けた際などと同様の方法で行いますが、消費税の税区分は下記の表のように異なりますので注意しましょう。

- 還元されたポイントは補助金収入のため消費税の課税対象外となる

ここでは、自社の仕入れをクレジットカード決済で行い、ポイント還元を受けた際の仕訳の記入方法について、顧客がクレジットカード決済で購入した場合を例にあげています。

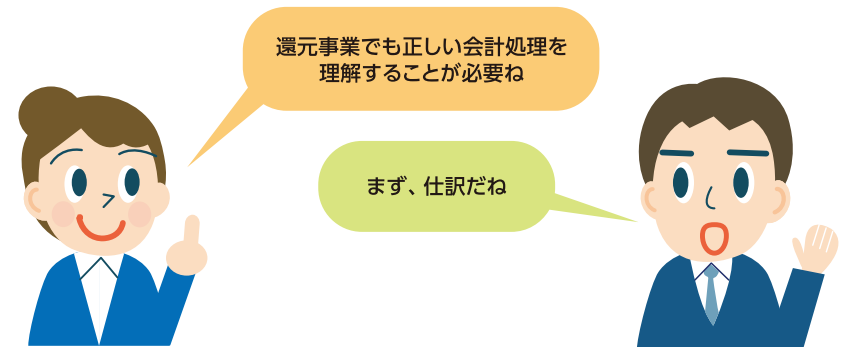
（ポイントが付与された際の仕訳例）

NO.	日付	借方科目	消費税	金額	貸方科目	消費税	金額	摘要
①	10月1日	消耗品費	課税仕入10%	11,000	未払金	—	11,000	消耗品購入
②	10月31日	未払金	—	11,000	預金	—	11,000	クレジットカード引落
③	11月15日	消耗品費	課税仕入10%	1,500	雑収入	—	550	消耗品購入
					現金	—	950	消耗品購入

補助金収入のため、課税対象外!

- ① 10月1日に消耗品を11,000円(税込)で購入し、クレジットカードで決済した。
- ② 10月31日に、未払金11,000円が、口座から引落された。
- ③ 11月15日に、①で支払った11,000円の5%にあたる550円分のポイント還元を受けた。そのポイントを使用して新たに1,500円の消耗品を購入し、差額の950円を現金で支払った。

※この例では、ポイント還元を収益として計上していますが、値引き処理による経理方法も考えられます。



今すぐ確認！
消費税軽減税率制度対策
～ 経理処理編 ～

発行日：2019年12月 初版

発行：日本商工会議所 中小企業振興部

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル

<https://www.jcci.or.jp>

本書は、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、本書に基づく事業展開等で不利益などの問題が生じた場合、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。